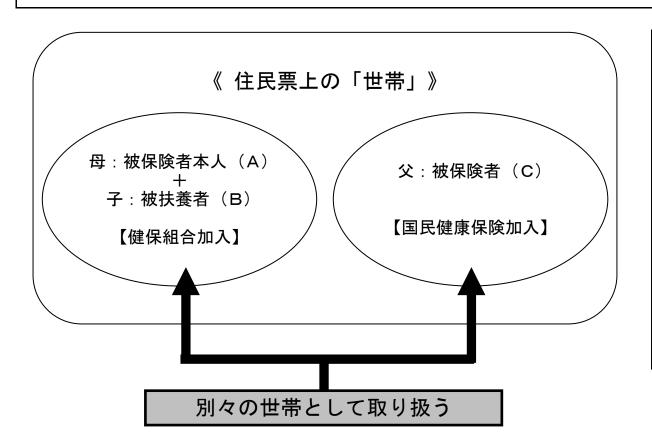
## 自立支援医療に係る「世帯」について

## 健康保険単位による「世帯」

- 「世帯」の単位については、同じ健康保険に加入している家族によって範囲を設定します。
- 健康保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



## <左図の例から・・・>

健保組合に加入するAとBからなる「世帯」と、国民健康保険に加入するCからなる「世帯」に分離されます。

税制上で、CがBを扶養親族としている場合であっても、健康保険の加入関係が異なるので、CとBは別「世帯」となります。

※後期高齢者医療制度の場合も同様